

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	44-9	担当課	消防防災安全課
法令名	火薬類取締法	根拠条項	法第29条第1項	許認可等の内容	保安教育計画の認可及び変更の認可	
<p>○火薬類取締法 (保安教育)</p> <p>第二十九条 製造業者又は販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>○火薬類取締法施行規則 (保安教育計画の認可申請)</p> <p>第六十七条の二 法第二十九条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。)の規定により保安教育計画の認可を受けようとする製造業者、販売業者又は消費者は、その製造若しくは販売の業又は消費について、法第三条、第五条又は第二十五条第一項の許可を受けた産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に認可の申請をしなければならない。</p> <p>(保安教育計画)</p> <p>第六十七条の三 法第二十九条第一項の規定により製造業者、販売業者または消費者が認可を受けるべき保安教育計画は、保安教育の内容、方法および時期について定めるものとする。</p> <p>[保安教育の基準]</p> <p>○火薬類取締法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第67条の4 (法第29条第2項関係、製造業者に係る基準)</li><li>・第67条の5 (法第29条第2項関係、販売業者に係る基準)</li></ul>						